

平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	福祉課					
基本構想	生活の質の向上と定住人口の確保		重点的方針	3.協力と支え合いによる福祉のまちづくり				
分野別方針	(6)在宅支援の推進		実施計画事業	3)在宅障がい者支援事業(No.28)				
予算等事業名	障がい者医療費給付補助事業							
目的	在宅の身体・知的・精神障害児者に各種の補助事業を展開することにより、自立更生の一助に努め、併せて障害者とその家族の経済的軽減を図る。							
内容	障害者に対して医療費の一部を助成し、保健の向上に寄与するとともに更生を助長し、福祉の増進を図る。							
根拠法令・条例等	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例、二宮町障害者の医療費の助成に関する規則、重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱							
体制	<input checked="" type="checkbox"/>	町職員実施	<input type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input type="checkbox"/>	その他

中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる			<input type="checkbox"/>	② 削減は困難			
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる			<input checked="" type="checkbox"/>	② 効率化は困難			
理由		制度改正して2年弱であるため、さらなる事業の効率化を図るにはもう少し時間が必要						

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)						
	【説明】						

総合評価

実績	高齢者の増加に伴い、医療費が増大しているのが中で、障害者医療についても障害者が増加し医療費が増大している。医療費の抑制のために障害者医療においては、平成24年10月より65歳以上の手帳新規取得者や4級取得者について補助対象外とするなど医療費の抑制につとめており、一定の効果があらわれております。						
中間評価との相違点	—						
事業指標(数値指標)	給付額						
前期(27年度)目標値	—			【目標値の根拠または数値で表わせない指標】			
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度	—			
	121,676千円						

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		130,126	121,676				
財源内訳	一般財源	92,833	95,238				
	国庫支出金						
	県支出金	37,293	26,438				
	その他						

事業の項目別評価

妥当性	(1)公費を投入して実施することが妥当な事業か A:妥当 B:どちらかといえば妥当 C:妥当ではない	A
	【説明】 障害者に対して医療費を一部助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、更生を助長し、福祉の増進を図ることができるため妥当な事業といえる。	
妥当性	(2)町が主体となって実施する必要があるか A:町が行わなければならない B:町が行ったほうがよい C:委託等の必要がある	A
	【説明】 神奈川県内では全市町村が障害者医療費の助成を行っているため(対象内容や等級等は市町村によって異なる)	
有効性	成果が上がっているか A:十分成果が上がっている B:成果が上がっている C:成果が上がっていない	B
	【説明】(障害者手帳取得者に対して)医療費補助について、障害者制度案内時に医療費補助の説明を行い補助を提供している。しかしながら補助対象者の一部(軽度)へ制度の周知が不十分な面もあることから、今後方策	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A:適切である B:改善の余地がある C:効率的ではない	B
	【説明】 補助内容としては、医療費に係る保険適用分すべてを補助対象としているため、現時点では費用はかかるが、対象要件(年齢・等級)を平成24年10月より改正したため、今後は補助対象者の増加は緩和され費用面においても抑制できる見込みであるが、一部負担金や所得制限などさらなる検討は必要である。	
総合評価	A:妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B:妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C:事業の見直しが必要 D:事業継続の必要性がない(休止・廃止)	B
	【説明】 障害者の医療費を一部補助することにより経済面での負担軽減をし、医療証の発行により役場に来庁して手続きをすることへの手間を省くなど対象者への負担軽減においては一定の効果はあげているが、医療費抑制や制度維持のために様々な見地から今後も検討していく余地はある。	
今後の方針(課題・意見等を箇条書き)	平成24年10月より、補助対象要件を変更(65歳以上新規手帳取得者及び身障手帳4級は対象外)し、平成25年4月より現物化が始まったことにより、町の財政面の抑制、障害者自身の身体・精神的軽減(役場に来庁していただく償還払いが減少)することにおいては一定の効果はあったが、制度維持のために国・県及び県内の市町村の状況や動向を注視しながら今後も制度内容を検討していく。	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	障がい者の生活を守り、自立更生への一助とするため今後とも必要な事業である。		
今後の方向性	今後も制度維持のための方策を検討しながら事業を進めていく。		